

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）について（国制度）

更新日：2021年07月20日

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外分）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得世帯の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を行うものです。

支給額

児童1人あたり一律5万円

対象児童

平成15年4月2日（特別児童扶養手当の支給対象である障害児の場合は、平成13年4月2日）から令和4年2月28日までの間に出生した児童
※ただし、ひとり親世帯分の給付金の対象児童として支給を受けた児童は除きます。

支給対象者

次の「所得要件」の(1)～(2)いずれかに該当し、かつ「養育要件」の(1)～(7)いずれかに該当する方

※令和3年度分市町村民税の課税状況を確認します。市町村民税の申告がお済

でない方は、給付金を速やかに支給することができない場合があります。まだ申告がお済でない方は、令和3年1月1日時点で住所がある市町村で市町村民税の申告を行ってください。

所得要件

(1) 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税の方

(2) 上記(1)以外の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

家計急変者とは、次の（ア）と（イ）のすべてがあてはまる方を指します。

（ア）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した方

※新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置との間になんらかの因果関係を有していることをいい、直接、間接を問わず広く該当します。

（例1）感染したことにより収入が減少した

（例2）学校等の休校により児童の世話のため保護者が仕事を休んだことで収入が減少した

（例3）外出等の自粛要請の影響により収入が減少した

（例4）新型コロナウイルス感染症の影響により退職した

（例5）自己都合による退職後に新型コロナウイルス感染症の影響により再就職が難しくなったなど

（イ）令和3年1月以降の任意の1か月の収入額に12を掛けた年収見込額が、市町村民税均等割が非課税相当とみなされる場合、もしくは年収見込額から経費等を控除した年間所得見込額が市町村民税均等割の非課税相当とみなされる場合

※年間の収入見込額または所得見込額が、下記の表の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる限度額より低い場合は市町村民税均等割が非課税相当とみなされます。

世帯の人数	家族構成の例	非課税相当となる限度額		
		収入見込額		年間の所得見込額
		年間の収入見込額	月額 of 収入見込み額	
2	夫(婦) + 子 1 人	1,378,000 円	114,833 円	828,000 円
3	夫婦 + 子 1 人	1,680,000 円	140,000 円	1,108,000 円
4	夫婦 + 子 2 人	2,097,000 円	174,750 円	1,388,000 円
5	夫婦 + 子 3 人	2,497,000 円	208,083 円	1,668,000 円
6	夫婦 + 子 4 人	2,897,000 円	241,416 円	1,948,000 円
7	夫婦 + 子 5 人	3,297,000 円	274,750 円	2,228,000 円
8	夫婦 + 子 6 人	3,685,000 円	307,083 円	2,508,000 円
9	夫婦 + 子 7 人	4,035,000 円	336,250 円	2,788,000 円

(注) 世帯の人数は、次の合計人数です。

- ・ 申請者本人 (主たる生計維持者)
- ・ 同一生計配偶者 (収入金額 103 万円以下の方、所得金額 48 万円の方)
- ・ 扶養親族 (16 歳未満の方も含む)

養育要件

養育要件	所得要件別の申請の要否	
	所得要件が (1)の 市町村民税 非課税の方	所得要件が (2)の 家計急変者
(1)令和3年4月分の児童手当受給者	不要	必要
(2)令和3年4月分の児童手当受給者（公務員の方）	必要	必要
(3)令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者	不要	必要
(4)令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の新規の受給資格及び額改定の認定を受けた方（転入を理由とする認定は除く）	不要	必要
(5)令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の新規の受給資格及び額改定の認定を受けた方（公務員の方）	必要	必要
(6)令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の新規の受給資格及び額改定の認定を受けた方（転入を理由とする認定は除く）	不要	必要
(7)上記(1)～(6)のいずれにも該当しない方で、令和3年3月31日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する方で国内に住所を有する方又は令和3年4月1日以後に当該児童を養育し日本国内に住所を有することになった方 ※主に、 高校生（の年齢）の児童のみを養育されている方が当てはまります。	必要	必要

申請期間・手続方法・支給時期

(1)令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で市町村民税非課税の方

申請は不要となります。

支給日：令和3年8月10日予定（児童手当または特別児童扶養手当の指定口座）

座に振込みいたします。)

支給予定の方には「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給のご案内」を送付いたします。⇒**対象者へは令和3年7月20日に発送しました。**

給付金の支給を希望されない方は、「[受給拒否の届出書](#)」を令和3年7月28日(水)(郵送の場合は当日までに必着)までにご提出ください。

指定していた口座を解約等しており、口座の変更が必要な方は速やかに「[支給口座登録等の届出書](#)」

」を令和3年7月30日(金)(郵送の場合は当日までに必着)までにご提出ください。

(2)令和3年4月から令和4年2月28日の間の出生により令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当または特別児童扶養手当の新規受給資格及び額改定の認定を受けた方で市町村民税均等割非課税の方(転入を理由とする認定は除く)

申請は不要となります。

支給要件の確認ができ次第、児童手当または特別児童扶養手当の指定口座に振込みいたします。

支給予定の方には「低所得世帯の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の給付のお知らせ」を送付いたします。

給付金の支給を希望されない方は、「[受給拒否の届出書](#)」をご提出ください。

※指定していた口座を解約等しており、口座の変更が必要な方は速やかに「[支給口座登録等の届出書](#)」をご提出ください。

(3)上記以外の方(例:高校生(の年齢)の児童のみを養育されている方、家計急変者、公務員など)

申請が必要です。

※父母が共に児童を養育している場合は、主たる生計維持者（所得が高い方）が申請・請求者となります。

支給要件の確認ができ次第、申請書に記載された指定口座に振込みいたします。

申請期間：令和3年9月1日から令和4年2月28日まで

※ただし、土日・祝日・12月29日から1月3日までは除く

午前8時30分から11:30 午後1時00分から午後5:00まで

申請場所：与那原町役場 子育て支援課（2階 3番窓口）

【申請書類】

令和3年8月下旬頃に、町ホームページにて案内予定です。

その他

- ・この給付金は、課税対象外です。
- ・生活保護の被保護者に支給された場合、収入認定されない取扱いとなります。
- ・給付金の支給後、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。
- ・市町村民税非課税を理由に給付金が支給された後に、修正申告により市町村民税が課税されるようになった場合は、子育て支援課までご連絡ください。

お問い合わせ

与那原町役場 子育て支援課

電話：098-945-6520

厚生労働省コールセンター

令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係る電話相談窓口

電話：0120-811-166

受付時間（平日午前9時～午後6時）

（FAX専用）0120-300-466

[厚生労働省ホームページ（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金）（外部リンク）](#)

ひとり親世帯分の給付金について

[低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のページへ](#)

「子育て世帯生活支援特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、与那原町子育て支援課や最寄りの警察署

（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。